

IFRS 第3号「企業結合」の 適用後レビュー

おおた みさ
専門研究員 太田 実佐

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年7月から IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューを開始しており、2014年1月30日に「情報要請 適用後レビュー：IFRS 第3号『企業結合』」を公表している (コメント期限：2014年5月30日)。

「適用後レビュー」(Post-implementation Review) は、2007年に IASB のデュー・プロセスに追加された必須のプロセスであり、今回の IFRS 第3号が適用後レビューの対象となる2番目の基準である¹。また、「情報要請」(Request for Information) とは、適用後レビューにおいて、IASB が検討すべき主要な事項について暫定的に識別及び評価を行い、その結果を公表することを通じて、市場関係者からのコメントを求めることを目的としたものである。

今回の IFRS 第3号の適用後レビューにおいては、企業結合プロジェクトから生じたすべての基準及び他の基準の結果的修正が対象とされている。すなわち、IFRS 第3号は、2つの

フェーズに分けて開発されてきた (2004年及び2008年に公表) が、いずれの改訂も適用後レビューの対象となっている。また、今回、検討の対象となっている項目には、IASB より公表された「アジェンダ協議 2011—意見募集」に対して企業会計基準委員会 (ASBJ) から IASB に適用後レビューが必要である旨について指摘した「のれんの非償却」に関する点も含まれている。

本稿では、IFRS 第3号に関する適用後レビューについて、「情報要請適用後レビュー：IFRS 第3号『企業結合』」の概要を中心に解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. IASB の適用後レビューの概要

適用後レビューは、前述のとおり2007年に IASB のデュー・プロセスに追加された必須のプロセスであり、基準書のメンテナンスにおける重要な手段として位置付けられている。IASB は、レビューを行うにあたって、新しい

1 IFRS 第8号「事業セグメント」が、PiR の対象となった最初の基準であった。当該 PiR に関する報告書及びフィードバック・ステートメントについては、下記をご参照いただきたい。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/PIR/IFRS-8/Documents/PIR-IFRS-8-Operating-Segments-July-2013.pdf>

基準又は大規模な基準の修正を対象として、これらの会計基準が予想どおり機能しているか、会計基準の目的を達成しているか、また財務報告の改善につながっているか等に着目してレビューを行うこととしている。

IASB のデュー・プロセス・ハンドブックでは、適用後レビューは2つのフェーズで構成するとされている。第1フェーズにおいては、適用後レビューの範囲を決定した上で、検討すべき主要な事項を識別して評価が行われるとともに、当該結果を「情報要請」として公表した上で、市場関係者からのコメントを求めることとされている。第2フェーズにおいては、「情報要請」に寄せられたコメントやアウトリーチなど他の協議活動を通じて収集した情報に基づき、IASB が審議を行うこととされている。IASB は、審議を完了した時点で、発見事項を報告書にまとめるとともに、フィードバック・ステートメントを公表することとされている。

また、デュー・プロセス・ハンドブックでは、フィードバック・ステートメントの公表後、IASB は適用後レビューで発見した事項に基づき、基準の軽微な修正を行うか、又は基準のより広範囲な改訂についてアジェンダを提案すること検討する場合があるとされている（ただし、適用後レビューにより、必ずしも基準の修正がなされるものではない。）基準の修正の

提案をアジェンダに追加するか否かは、通常のアジェンダ設定手続に従って行われるほか、アジェンダ項目の追加に関する判断基準に従って検討される。

3. IFRS 第3号の適用後レビューの概要

(1) IFRS 第3号の適用後レビューのスケジュール

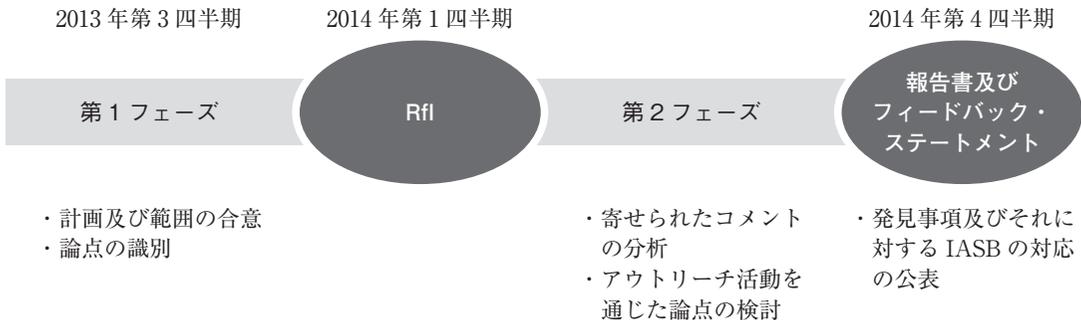
IASB は、前述のとおり、IFRS 第3号の適用後レビュー（以下「IFRS 第3号の PiR」という。）について、2013年7月から第1フェーズを開始しており、当該フェーズにおける作業をベースとして、2014年1月30日に「情報要請適用後レビュー：IFRS 第3号『企業結合』」（以下「Rfi」という。）を公表している。

Rfi の公表後、第2フェーズが開始されており、IASB は、2014年第4四半期（10月～12月）に、第2フェーズの間に入手した意見や収集する情報に基づいて、発見事項をフィードバック・ステートメントにおいて提示するとともに、それに対するIASBの対応を公表することを予定している。

(2) IFRS 第3号の PiR の目的

IFRS 第3号の PiR では、特に、次の点につ

【IFRS 第3号の PiR のスケジュール】



いて評価することが目的とされている²。

- IFRS 第3号が財務諸表利用者に有用な情報を提供しているかどうか
- IFRS 第3号に、適用上の課題があるため、首尾一貫した適用が損なわれている領域があるかどうか
- IFRS 第3号の要求事項を適用する際に、予想外のコストが生じているかどうか

(3) IFRS 第3号のPiR後の対応

IFRS 第3号のPiRの発見事項の内容次第で、IASBが次のいずれかを決定することにつながる可能性がある。

- IFRS 第3号を公表されたとおりに維持する。
- IFRS 第3号の適用を引き続きモニターする(PiRの結果が決定的でない場合)。
- PiRで識別された問題点を是正するためにIFRS 第3号を改訂する。

PiRで識別された問題点を是正する必要があるとされる場合には、前述のとおり、IASBのアジェンダ設定プロセスの一部として基準設定上の対応が議論されることになる。また、IASBのアジェンダについての次回の広範囲の評価は、IASBが次回のアジェンダ協議を行う2015年に行われる予定である。PiRで問題点が識別された場合には、2015年のアジェンダ協議において、基準レベルのプロジェクトの提案の必要性の有無や優先順位などが検討される可能性がある。

4. IFRS 第3号のPiRの範囲とIFRS 第3号での変更点

IFRS 第3号のPiRに関しては、次の企業結合プロジェクトから生じたすべての基準及び他の基準の結果的修正³が対象とされている(参考:【企業結合プロジェクトから生じた基準の主な変更点】(次頁))。

- (1) 企業結合プロジェクトから生じた2004年に公表されたIFRS 第3号(企業結合プロジェクトの第1フェーズにおいて開発)と2008年に公表されたIFRS 第3号(同プロジェクトの第2フェーズにおいて開発)
- (2) 企業結合プロジェクトに関連するIAS第27号「連結及び個別財務諸表」⁴、IAS第36号「資産の減損」、IAS第38号「無形資産」等の改正

5. RfIの内容

(1) IFRS 第3号のPiRの第1フェーズ

IFRS 第3号のPiRの第1フェーズでは、IASBは次の作業を行い、IFRS 第3号のPiRにおいて検討すべき主な論点を識別した。

- 公開されている資料のレビューの完了
- 市場関係者⁵からのフィードバックの入手
- 事業の定義をめぐる適用上の困難について理

2 後述のとおり、「IFRS 第3号」又は「基準」への言及は、企業結合から生じたすべての基準及び他の基準のすべての結果的修正を含む。

3 IFRS 第3号のPiRの範囲に、共通支配下の企業結合は含まれていない。IASBは、現在、共通支配下の企業結合を調査研究プロジェクトにおいて扱っている。この調査研究プロジェクトに関する詳細情報は、下記をご参照いただきたい。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Business-Combinations/Pages/Business-Combinations-under-Common-Control.aspx>

4 企業結合プロジェクトによるIAS第27号「連結及び個別財務諸表」(2008年)の修正は、2011年の連結に関するIASBのプロジェクトの結果、IFRS第10号「連結財務諸表」(2011年公表)に含まれている。IAS第27号「個別財務諸表」(2011年)の内容は、個別財務諸表のみに関する要求事項となっている。

5 財務諸表利用者、監査事務所、評価専門家、作成者、規制当局、各国基準設定主体

【企業結合プロジェクトから生じた基準の主な変更点】

<p>2004年3月 (第1フェーズ により開発)</p>	<p>IFRS第3号「企業結合」、IAS第36号「資産の減損」及びIAS第38号「無形資産」の修正版を公表</p> <p>主な変更点：</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得法を企業結合の唯一の会計処理方法とする（持分プーリング法を認めないものとした）。 被取得企業の活動の終了又は縮小に関する負債及び偶発負債の別個の認識は、それらが取得日時時点でIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って被取得企業の負債である場合に限る（従来は、取得の原価に含めていた）。 無形資産をのれんと区分して認識する。企業結合で取得した無形資産についての蓋然性の認識規準は、常に満たされているものとみなされる。公正価値は、のれんと区分して認識すべき無形資産について、通常は十分な信頼性をもって測定できる。 耐用年数が確定できない資産及びのれんは、償却してはならず、減損テストを毎年行う。 負ののれんは、取得企業が純損益に認識する。
<p>2008年1月 (第2フェーズ により開発)</p>	<p>IFRS第3号（2008年修正）及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」（2008年修正）を公表</p> <p>主な変更点：</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互会社のみが関与する企業結合及び契約だけで達成される企業結合を、IFRS第3号の範囲に含める。 取得関連コストは費用であり、条件付対価は取得日に公正価値で認識し、認識した負債の公正価値の変動は他の適用可能な基準に従って認識する（当該変動は通常は純損益に認識される）。 非支配持分（NCI）は、公正価値又は被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有金融商品の比例的な持分のいずれかで測定する。 段階取得におけるのれんの測定を単純化し、NCIの取得又は処分を資本取引として会計処理することを要求し、また、包括利益合計をNCIに帰属させることを要求する（これによりNCIが負の残高となる場合がある）。 ガイダンスのなかった領域に対処：再取得した権利、補償資産、リース、保険契約、偶発負債の会計処理について。

解するため、さまざまな業種の作成者とのアウトリーチから得たインプットの分析

- 既存の学術研究や他の文献の予備的レビューの実施
- 論点を、「情報の有用性」と「実務上の適用にあたっての問題」のいずれかに分類した上で、検討すべき主な論点とすべきかどうかについて、3段階（高、中、低）にランクづけ

IASBは、これらの分析及びその後の審議などを踏まえて、IFRS第3号のPiRで取り扱う主な論点を特定し、RFIに質問事項として記載している。ただし、情報提供の対象はこれに限

定されているわけではない。

(2) IFRS第3号のPiRの第1フェーズの作業結果

第1フェーズで実施した作業の結果を踏まえ、RFIに個別の質問事項として提示された論点と、RFIに個別の質問事項として提示されなかった主な論点は、次のとおりである。

RfIに含まれている個別の質問事項	RfIの個別の質問事項に含まれていない主な論点
(1) 回答者の経歴及び経験 (2) 事業の定義 (3) 公正価値 (4) 無形資産をのれんと区分して認識すること及び負ののれんの会計処理 (5) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却 (6) 非支配持分 (NCI) (7) 段階取得及び支配の喪失 (8) 開示 (9) その他の事項 (10) 影響	(1) 企業結合の会計処理方法（すべての企業結合に取得法を適用する） (2) 被取得企業の活動の終了又は縮小に関する負債の認識 (3) 偶発負債 ⁶ (4) 条件付対価 ⁷

以下では、RfIに含まれている個別の質問事項について、RfIの内容を解説する。

(3) RfIに含まれている個別の質問事項

① 回答者の経歴及び経験

(質問内容の概要)

財務報告に関する回答者の役割がどのようなものか⁸、及び企業結合の会計処理における回答者の経験についての質問事項である。

なお、回答者がIFRS以外の環境にいる場合でも、情報提供は依然として有用であるとされている。その場合、回答者の情報を当該背景に基づいて評価できるようにするため、当該会計基準における企業結合に関する要求事項がどのようなものかを記載することが要請されている。

② 事業の定義

(IFRS第3号の変更内容等)

IFRS第3号(2008年)では、事業(business)の定義を修正し、どのような場合に資産グループが事業を構成するかを識別するための追加のガイダンスが設けられた。「企業結合」の定義は「取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象」とされ、取引が事業を伴うものかどうかは、取引がIFRS第3号の範囲に含まれるのか、それとも資産又は資産グループの取得なのかを判定するために重要となる。

(RfIの質問内容の概要)

企業結合が資産の取得と異なる会計処理を有していることの便益や、事業に該当するかどうかを判定するために取引を評価する際に直面した実務における主な課題などについて質問されている。

③ 公正価値

(IFRS第3号の変更内容等)

公正価値測定は、長い間、企業結合会計の特徴となっており、1983年に公表されたIAS第22号「企業結合」においても、企業結合で取得した資産又は引き受けた負債を公正価値により測定することが要求されていた⁹。

(RfIの質問内容の概要)

公正価値測定から得られる情報にどの程度の目的適合性があり、公正価値測定について開示される情報は十分か、企業結合会計において公正価値を測定する際の重大な評価上の課題などについて質問されている。

6 この項目に関する公正価値測定に係る論点は、RfIに含まれている個別の質問事項の公正価値に関する質問事項に関連すると考えられる。

7 脚注6と同様

8 財務諸表の作成者、監査人、評価専門家、財務諸表利用者、規制当局、基準設定主体、研究者、会計専門家団体など

④ 無形資産をのれんと区分して認識すること 及び負ののれんの会計処理

(IFRS 第3号の変更内容等)

IFRS 第3号(2004年)及びIFRS 第3号(2008年)の改訂では、企業結合から生じた無形資産の認識の要件が修正され、認識される無形資産が増加することが予想されていた。これは、企業結合で取得した無形資産をのれんと区別すれば財務諸表の有用性が高まると考えられたためである。

また、IFRS 第3号(2004年)では、割安購入から生じた負ののれんを純損益に直ちに認識するよう、会計処理が変更された。

(RfIの質問内容の概要)

無形資産を区分して認識することは有用と考えているか、無形資産をのれんと区分して認識するにあたっての課題、負ののれんを純損益に認識することがどの程度有用かなどについて質問されている。

⑤ のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却

(IFRS 第3号の変更内容等)

IFRS 第3号(2004年)で導入された企業結合会計の主要な変更点として、のれんの償却を禁止するとともに、のれんの減損テストを毎年行うことが要求されたことが挙げられる。この変更の主な理由は、のれんの減損の検討を毎年行う方が、償却費を通じた原価の配分(これは、取得したのれんの耐用年数や、のれんが減少するパターンなど、一般的に予測が可能でない要因に左右される)よりも、改善された情報

が提供されると判断されたためである。

また、IAS 第38号では、資産が企業への正味キャッシュ・インフローを生み出すと見込まれる期間について予見可能な限度がない場合には、無形資産を耐用年数が確定できないものとみなすことを要求するように修正された。耐用年数が確定できない無形資産は、償却を行わず、減損テストを毎年行う。

(RfIの質問内容の概要)

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について減損を毎年検討することから得られる情報はどの程度有用か、減損テストによって提供される情報について改善が必要と考えるか、のれん又は耐用年数が確定できない無形資産の減損テストにおける主要な課題などについて質問されている。

⑥ 非支配持分

(IFRS 第3号の変更内容等)

2003年のIAS 第27号「連結及び個別財務諸表」の改訂では、少数株主持分(非支配持分)を、連結財務諸表において、資本の中で親会社の株主の持分とは区別して表示することが要求された。

さらに、IFRS 第3号(2008年)により、次の点が改正された¹⁰。

- 企業結合ごとに、現在の所有持分であるNCIの測定基礎に関して、公正価値で測定するか(全部のれん方式)、又は被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有持分の比例的な持分で測定するか(購入のれん方式)の選択肢を設けた。

9 IAS 第22号では、次の選択肢が認められていた。

- 標準処理：取得した資産及び引き受けた負債の当初測定を、公正価値(取得企業の所有持分)及び取得前の帳簿価額(少数株主持分)で行う。
 - 認められる代替処理：取得した資産及び引き受けた負債を公正価値で当初測定
- IFRS 第3号(2004年)では、取得企業は、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で測定しなければならないとされた。

- IAS 第 27 号 (2003 年) が修正され、企業に対する支配を獲得した後は、支配の喪失に至らない親会社の所有持分の変動を資本取引として会計処理することが要求された。
- IAS 第 27 号 (2008 年) が修正され、包括利益の総額の内 NCI 分を、たとえ NCI が負の残高となるとしても、NCI に帰属させることが要求された。

(RfI の質問内容の概要)

NCI に関する表示及び測定の要求事項からもたらされる情報はどの程度有用か、NCI の会計処理上の課題はどのようなものか、また、課題が生じる場合の NCI の測定の選択肢などについて質問されている。

⑦ 段階取得及び支配の喪失

(IFRS 第 3 号の変更内容等)

IFRS 第 3 号 (2008 年) では、段階取得の会計処理を以下のように変更している。

- 被取得企業の資産及び負債を取得日の公正価値で測定し、のれんは、次の差額により測定される。
 - (a) 取得前に保有していた被取得企業に対する投資の公正価値、移転された対価、非支配持分の金額の合計
 - (b) 取得した純資産の取得日の公正価値
- 取得企業は、以前に保有していた持分を取得日公正価値で再測定し、関連する利得又は損

失を純損益に認識する。

IASB がこの会計処理を要求することを決定したのは、主に被取得企業の資産及び負債に用いられる取得日公正価値が、より有用な情報をもたらすと考えられたためである。すなわち、支配の獲得は、投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更 (すなわち、重大な経済事象) だと考えられ、取得日において利得又は損失を純損益に認識することは、取得企業と被取得企業との関係の重大な変更を反映していると考えられた。

また、IFRS 第 3 号 (2008 年) により IAS 第 27 号 (2003 年) が修正され、親会社が支配喪失後に旧子会社に対して保持している投資を支配喪失時の公正価値で測定することを要求するとともに、それにより生じた利得又は損失を純損益に認識することが要求された。取得企業が被取得企業に対する支配を得た時に、以前に保有していた持分を再測定するという要求に合わせて、保持している投資を公正価値で再測定することは、子会社に対する支配の喪失は重大な経済事象であるという見解を反映するものだと考えられた。

(RfI の質問内容の概要)

IFRS 第 3 号における段階取得のガイダンスからもたらされる情報は、どの程度有用か、親会社が支配喪失時点で旧子会社に対して引き続き保持している投資の会計処理からもたらされ

10 ここに記載されている改正の他に、第 1 フェーズでは、多くの市場関係者から 2010 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会に提出された減損テストにおける非支配持分ののれんの取扱いに関する懸念が寄せられたとされるが、RfI には特段の記載はなされていない。

なお、2010 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会に提出された問題は次の事項に関連する。

- 非支配株主持分を純資産の比例持分で測定しているため購入のれんが認識されている場合ののれんの帳簿金額のグロス・アップ調整
- 親会社株主持分と非支配株主持分の減損損失の配分
- 支配の喪失をもたらさない親会社株主持分の変動による非支配株主持分と親会社株主持分とののれんの再配分

また、2012 年 5 月に IFRIC 解釈指針案が公表され、その後 IASB において検討がなされている非支配持分に対する売建プット・オプション (NCI プット) に関しては、市場関係者からは検討が当然必要であるとの意見が寄せられている。

る情報は、どの程度有用かなどについて質問されている。

⑧ 開示

(IFRS 第3号の変更内容等)

IFRS 第3号は、当報告期間中又は報告期間末日後財務諸表の発行承認日までの間に行われた企業結合の内容及び財務的影響を、財務諸表利用者が評価できるようにする情報の開示を要求している。特に、IFRS 第3号は以下に関する情報を要求している。

- 被取得企業の資産及び負債
- 移転された対価（取得企業の資本持分及び条件付対価を含む）
- 企業結合での資産の取得及び負債の引受けとは別個に認識した取引
- 企業集団の業績に対する被取得企業の貢献

さらに、企業結合プロジェクトは、当該プロジェクトから生じた主要な会計上の変更を反映するため、IAS 第27号（2008年）、IAS 第36号及びIAS 第38号など他の基準の開示要求も修正した。

(RfIの質問内容の概要)

取得が企業集団に与える影響を適切に理解するために他に情報が必要か、開示が要求されている情報の中で、有用ではなく要求すべきでないものはあるか、IFRS 第3号又は関連した修正によって要求されている開示する上での課題について質問されている。

⑨ その他の事項

(RfIの質問内容の概要)

この質問は、個別の質問では取り扱われていない論点に対して、コメントを提出することができるようにするための質問である。各個別の質問で扱っていない項目について、IFRS 第3

号のPiRを検討する際にIASBが知っておくべきと考える事項は他にあるかについて質問されている。

⑩ 影響

(IFRS 第3号の変更内容等)

改訂IFRS 第3号が2008年に公表された際に、企業結合の会計基準に関して、IFRSとUS GAAPの双方においてコンバージェンスが達成されることにより、財務諸表の作成者と利用者の両方が便益を得ると考えられた。また、世界の主要な資本市場にわたって企業結合会計を統一すれば、財務諸表の比較可能性が向上し、IFRSとUS GAAPの両方に従って財務諸表を発行する企業にとって、会計処理が単純化され会計処理のコストが低減すると考えられた。

(RfIの質問内容の概要)

IFRS 第3号及び関連した修正のうち、便益となった領域、相当な予想外のコストを生じさせた領域、取得の実行方法に影響を与えた（例えば、契約条件に対する影響）領域がどこかについて質問されている。

6. おわりに

今回のIFRS 第3号のPiRでは、企業結合で取得したのれんの非償却に関する点も論点とされており、我が国関係者の関心も高いと考えられる。

適用後レビューによって必ずしも会計基準の変更がなされるものではないが、ASBJとしても、有用な情報提供が行えるよう、十分な取り組みを行っていくことを予定している。